

「航空コンテナ積替確認実施要領」（昭和５８年９月２６日付け５８農蚕第５５９４号農産園芸局長通達）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
(目的及び定義) 第１ 〔略〕 ２ この要領で「指定密閉形航空コンテナ」とは、別表に掲げる基準に適合する航空コンテナであって、あらかじめ植物防疫法施行規則第６条第１項第２号に掲げる飛行場を管轄する植物防疫所（植物防疫事務所を含む。）の支所長又は出張所長（以下支所長等という。）が、<u>検疫有害動植物</u>の散逸する恐れのないものとして指定したものをいう。 ３ 〔略〕	目的及び定義) 第１ 〔略〕 ２ この要領で「指定密閉形航空コンテナ」とは、別表に掲げる基準に適合する航空コンテナであって、あらかじめ植物防疫法施行規則第６条第１項第２号に掲げる飛行場を管轄する植物防疫所（植物防疫事務所を含む。）の支所長又は出張所長（以下支所長等という。）が、<u>病害虫</u>の散逸する恐れのないものとして指定したものをいう。 ３ 〔略〕
第５ 支所長等は、第４の報告を受けたときはその内容を審査し、別表に掲げる基準に適合しているコンテナであって、かつ、<u>検疫有害動植物</u>の散逸の恐れのないと認めるものについては、第１第２項の密閉形航空コンテナとして指定するものとする。 〔略〕	第５ 支所長等は、第４の報告を受けたときはその内容を審査し、別表に掲げる基準に適合しているコンテナであって、かつ、<u>病害虫</u>の散逸の恐れのないと認めるものについては、第１第２項の密閉形航空コンテナとして指定するものとする。 〔略〕

改 正 後	現 行
(空港の要件) 第 8 積替えは、(1)に掲げる空港を仕向地とする指定密閉形航空コンテナについて、(2)に掲げる空港において行うことができるものとする。 (1) 新千歳空港、新東京国際空港、東京国際空港、名古屋空港、<u>関西国際空港</u>、福岡空港、那覇空港 (2) 新千歳空港、新東京国際空港、東京国際空港、名古屋空港、<u>関西国際空港</u>、福岡空港、鹿児島空港、那覇空港 〔略〕 別記様式 1 (第 2 関係) 指定密閉形航空コンテナ指定申請書 年 月 日 〔略〕 別添 〔略〕	(空港の要件) 第 8 積替えは、(1)に掲げる空港を仕向地とする指定密閉形航空コンテナについて、(2)に掲げる空港において行うことができるものとする。 (1) 新千歳空港、新東京国際空港、東京国際空港、名古屋空港、<u>大阪国際空港</u>、福岡空港、那覇空港 (2) 新千歳空港、新東京国際空港、東京国際空港、名古屋空港、<u>大阪国際空港</u>、福岡空港、鹿児島空港、那覇空港 〔略〕 別記様式 1 (第 2 関係) 昭和 年 月 日 〔略〕 別添 〔略〕

改 正 後	現 行
別記様式 2 (第 6 関係) 指定密閉形航空コンテナ指定通知書 番 号 年 月 日 殿 植物防疫所 〔 支 所 出張所 〕 長 印 貴社から植物の積替えに用いる指定密閉形航空コンテナとして指定方申請のあった件は、下記の条件を付して、別記のとおり指定する。 記 1. 積替えに使用する場合には、密閉状態が良好なものを使用することとし、破損等が生じたものは使用しないこと。 2. 当該航空コンテナは、到着後航空機への積替えが終了するまでの間は開扉しないこと。 3. 積替えを行う都度、その内容を書面及び航空送状の写しをもって植物防疫官に届け出ること。 4. 当該航空コンテナの積替えは同一空港内で行うこと。 5. 当該航空コンテナを使用しなくなったときは、その旨を指定を行った植物防疫所の支所長又は出張所長に届け出ること。	別記様式 2 (第 6 関係) 指定密閉形航空コンテナ指定通知書 番 号 昭和 年 月 日 殿 植物防疫所 〔 支 所 出張所 〕 長 印 貴社から植物の積替えに用いる指定密閉形航空コンテナとして指定方申請のあった件は、下記の条件を付して、別記のとおり指定する。 記 1. 積替えに使用する場合には、密閉状態が良好なものを使用することとし、破損等が生じたものは使用しないこと。 2. 当該航空コンテナは、到着後航空機への積替えが終了するまでの間は開扉しないこと。 3. 積替えを行う都度、その内容を書面及び航空送状の写しをもって植物防疫官に届け出ること。 4. 当該航空コンテナの積替えは同一空港内で行うこと。 5. 当該航空コンテナを使用しなくなったときは、その旨を指定を行った植物防疫所の支所長又は出張所長に届け出ること。

改 正 後	現 行
別記 〔略〕 別記様式 3（第 9 関係） 積 替 届 年 月 日 〔略〕	別記 〔略〕 別記様式 3（第 9 関係） 積 替 届 年 月 日 〔略〕